第３章
計画の基本的な考え方

第３章 計画の基本的な考え方

１．地域福祉について

地域福祉とは、住み慣れた地域で暮らす誰もが安心して生きがいを持って暮らせるように、行政、市民、社会福祉関係団体などが相互に協力する仕組みを作ることです。

地域福祉の推進にあたっては、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められますが、その際には「自助・互助・公助」の視点が重要です。

市民には、自分でできることは自分で行う**「自助」**、近隣や地域、市民同士で支え合い、助け合う**「互助」**の役割が求められます。一方、市民活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う**「公助」**が行政などの役割です。

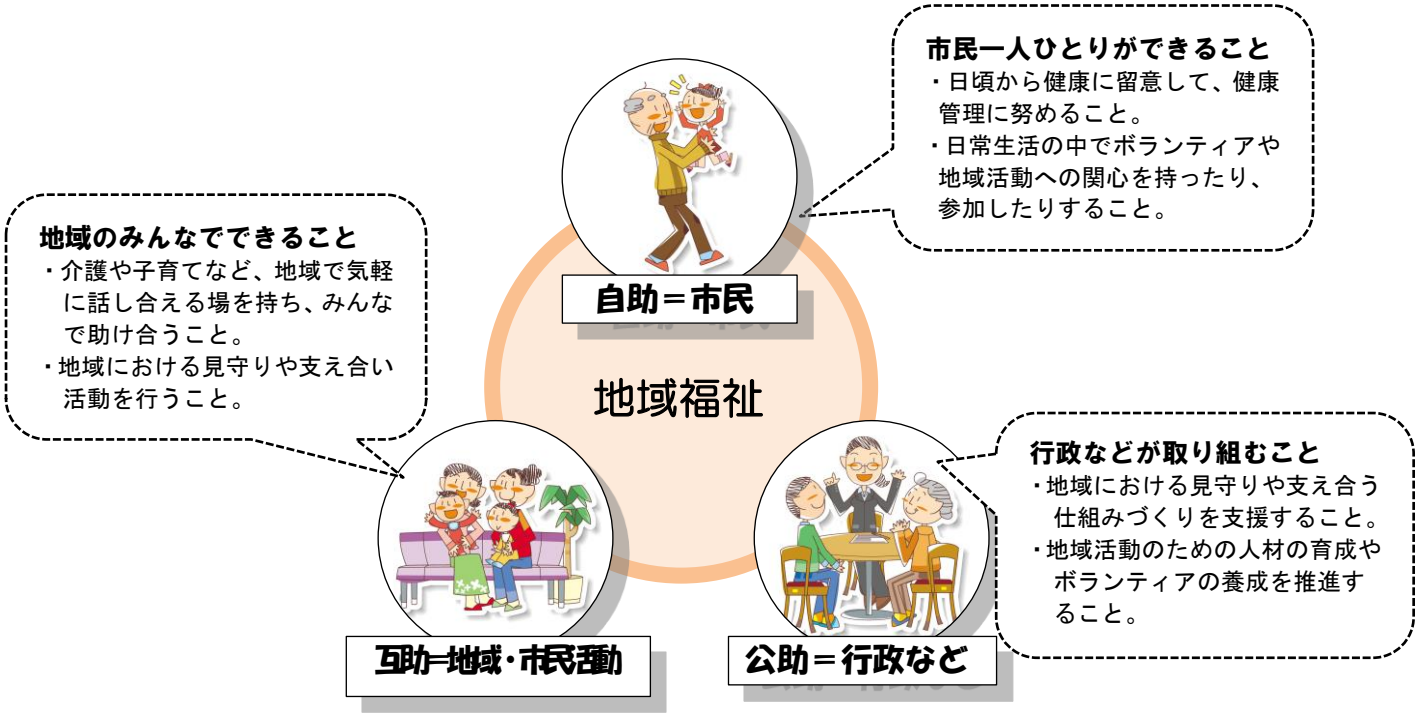

２．基本理念

ともに助け合い　支え合い

心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして

第２期計画では「ともに助け合い　支え合い　心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして」を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支え合い、適切なサービスを受けられるような福祉のまちづくりが求められます。

そのため、すべての人が住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活を送ることができるように、一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いに支え合う地域づくりを目指します。

本計画では、市政運営の基本方針である「第２次那須塩原市総合計画」の基本構想に掲げる福祉における基本政策「誰もが生き生きと暮らすために」の実現に向け、地域福祉の充実に取り組みます。

本計画は、本市の地域福祉をめぐる課題をまとめ、これまでの地域福祉分野における取り組みなどを踏まえ、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、第２期計画の基本理念を踏襲し、「ともに助け合い　支え合い　心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして」を掲げます。

３．基本目標

本計画の基本理念の実現を図る上での方向性となる基本目標を、次のとおりとします。

基本目標１　誰もが利用しやすい地域福祉の仕組みづくり

地域において福祉サービスや支援を必要とする人が、必要とする多様なサービスを総合的に利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進するとともに、総合的な相談体制の充実を図ります。

また、民生委員・児童委員などの地域福祉活動を行う様々な団体の個々の活動を支援・促進し、地域で支え合う力の活性化を図ります。

さらに、成年後見制度などの権利擁護の推進、近年本市でも増加している生活困窮者への自立支援に取り組みます。

施策の方向性

１．誰もが相談しやすい体制・情報提供の充実

（１）相談窓口・相談体制の充実

（２）福祉に関する情報提供の充実

２．地域福祉のニーズキャッチの充実

（１）地域における福祉活動を通じたニーズキャッチ

（２）民生委員・児童委員と連携したニーズキャッチ

３．福祉サービスの充実と権利擁護の推進

（１）日常生活を支援する地域における福祉活動の充実

（２）支援が必要な人への福祉サービスの充実

（３）権利擁護などの推進体制の充実

（４）地域包括ケアシステム※の構築の推進

※地域包括ケアシステム：この計画における地域包括ケアシステムとは、高齢者であっても、障害者であっても、子どもでも、すべての人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護予防などの生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

基本目標２　誰もが暮らしやすい生活環境づくり

すべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害がある人もない人も、また、子どもや高齢者、外国人など、誰もが安全に生活できる環境づくりを目指します。

また、地域の支え合う力をより一層高めるために、身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりや活動の拠点づくりが必要です。このため、公民館・集会所、学校などの様々な施設・社会資源を、地域福祉活動の拠点として活用できるよう、利用しやすい仕組みづくりを推進します。

さらに、地域住民や消防・警察などの関係機関と連携して、子どもや高齢者、障害者などの要支援者を犯罪や災害から守るため、地域ぐるみでの取り組みを推進していきます。

施策の方向性

１．生活環境の充実

（１）日常生活における移動手段の充実

（２）安心・安全のための生活環境の充実

２．防災・防犯体制の充実

（１）地域における防災体制の充実

（２）地域で取り組む防犯活動の充実

（３）災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実

３．地域での居場所づくり、活躍の場づくり

（１）地域での居場所づくり

（２）地域での活躍の場づくり

４．地域における見守り体制の充実

（１）子どもの見守り活動の充実

（２）支援が必要な人への見守り活動の充実

（３）支援が必要な人の情報収集・活用の充実

基本目標３　みんなで支え合う、意識づくり、人づくり、つながりづくり

誰もが安らげる福祉のまちづくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。

市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉教育や人権教育を充実し、心のバリアフリー※を推進します。

また、地域社会において、市民同士のつながりの変化や高齢化、過疎化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに助け合い、支え合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気がつける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

施策の方向性

１．お互いを理解し、尊重し合える環境づくり

（１）障害者への理解の促進

（２）高齢者・子育て世代などへの理解の促進

２．地域福祉活動の担い手の育成

（１）地域活動・ボランティア活動への支援の充実

（２）地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

３．地域でのつながりづくり

（１）地域での交流促進

（２）自治会加入率の向上と自治会活動・コミュニティ活動の活性化

※バリアフリー：障壁（バリア）となるものを取り除き（フリー）、生活しやすくするという意味で用いられていたが、現在はより広い意味で使われている。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものなどのバリアにも用いられ、高齢者や障害者のみならず、すべての人が日常生活をするうえで障壁を取り除こうという考え方。

４．計画の体系

【計画の基本理念】

ともに助け合い　支え合い　心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして

【アンケート調査や地域座談会などからの地域福祉に関する課題】

【課題　１】総合相談・支援体制の確立の必要性

○支援を必要とする地域住民のニーズは多岐にわたっています。

○地域と一体になった総合的な相談支援体制を確立する必要があります。

■相談窓口

【課題　２】誰もが安心・安全に生活できる地域づくりの必要性

○コミュニティ機能の低下や、交通手段の確保といった課題についても検討が必要になっています。

○地域福祉の考えを取り入れた防災力の強化が重要になります。

○地域の見守り活動を中心とした、住民が主体となる防犯対策が必要になっています。

○高齢者、障害者、子育て中の親などを対象とした地域の交流の場づくりが大きな課題となっています。

■地域座談会

【課題　３】地域福祉を進める意識づくりや人づくりの必要性

○福祉の機運を醸成するため、講演会、研修会、広報記事などにより、周知、啓発を行うとともに、地域の教育機関や福祉団体などが連携して福祉教育を推進することが必要です。

○多彩な地域福祉活動を支えるボランティアや市民活動を担う人材の確保を図ることが重要です。

○ボランティア活動に関する相談や援助などを行うボランティアセンターの機能を強化し、その役割を果たしていくことが求められています。

■福祉教育

【基本目標】

誰もが利用しやすい地域福祉の仕組みづくり

誰もが暮らしやすい生活環境づくり

みんなで支え合う、意識づくり、人づくり、つながりづくり

【施策の方向性と今後の取組】

１．誰もが相談しやすい体制・情報提供の充実　【P31】

（１）相談窓口・相談体制の充実
（２）福祉に関する情報提供の充実

２．地域福祉のニーズキャッチの充実　【P33】

（１）地域における福祉活動を通じたニーズキャッチ
（２）民生委員・児童委員と連携したニーズキャッチ

３．福祉サービスの充実と権利擁護の推進　【P35】

（１）日常生活を支援する地域における福祉活動の充実
（２）支援が必要な人への福祉サービスの充実
（３）権利擁護などの推進体制の充実
（４）地域包括ケアシステムの構築の推進

１．生活環境の充実　【P38】

（１）日常生活における移動手段の充実
（２）安心・安全のための生活環境の充実

２．防災・防犯体制の充実　【P40】

（１）地域における防災体制の充実
（２）地域で取り組む防犯活動の充実
（３）災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実

３．地域での居場所づくり、活躍の場づくり　【P42】

（１）地域での居場所づくり
（２）地域での活躍の場づくり

４．地域における見守り体制の充実　【P44】

（１）子どもの見守り活動の充実
（２）支援が必要な人への住民の見守り活動の充実
（３）支援が必要な人の情報収集・活用の充実

１．お互いを理解し、尊重し合える環境づくり　【P46】

（１）障害者への理解の促進
（２）高齢者・子育て世代などへの理解の促進

２．地域福祉活動の担い手の育成　【P48】

（１）地域活動・ボランティア活動への支援の充実
（２）地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

３．地域でのつながりづくり　【P50】

（１）地域での交流促進
（２）自治会加入率の向上と自治会活動・コミュニティ活動の活性化